

1. 未来への希望を育む子育て・教育

(1) 就学援助制度に関する国が示した変更点と本市の対応状況

- ① 国が示した支給時期と支給額の具体的な変更点について
- ② 本市における対応状況について
- ③ クラブ活動費、児童・生徒会費、PTA 会費および中学校給食費の今後の更なる拡充について

【答弁】

1. 未来への希望を育む子育て・教育の(1)の①から③は関連いたしますので、一括してお答えいたします。

就学援助制度の充実と早期支給について国会の中で論議がなされ、平成29年3月31日に文部科学省から平成29年度要保護児童生徒援助費補助金についての通知が出されました。主な改正点は、補助対象者に「就学予定者の保護者」が追記され、入学前支給が可能となるとともに、新入学児童生徒学用品費の予算単価が小学校20,470円から40,600円に、中学校が23,550円から47,400円に引き上げられました。

この通知をふまえ、本市でも予算額の拡充を図り、平成29年度就学援助受給者より新しい基準額にて新入学児童生徒学用品費を支給したところでございます。

また、新入学予定者への入学前支給実施につきましても、平成31年度入学児童生徒より入学前の早期支給ができますよう準備をすすめている所でございます。具体には、平成31年度新小学1年生に対し、平成31年1月から1ヶ月間で申請を受付し、3月に支給を予定しております。新中学1年生につきましては、平成30年度小学6年生の就学援助対象者を入学前支給の対象とし、新小学1年生と同様に3月支給を予定しております。

一方で、文部科学省の通知で示しているクラブ活動費、児童・生徒会費、PTA会費や中学校給食費につきましては、現在、本市の就学援助支給対象とはなっておりません。しかしながら、本市ではより多くの世帯への支援を行うため、認定基準を大阪府内でも高い比率である「生活保護基準の1.3倍」と定め、その維持に努めてきたところでございます。これに加え、クラブ活動費、児童・生徒会費、PTA会費および中学校給食費を、さらに就学援助の対象とすることは、地方交付税を含めた国からの補助が、本市の就学援助額に十分見合うものでない中であって、現状では困難であります。

本市教育委員会といたしましては、国全体において子どもの貧困問題が注目されている中であって、保護者の経済状況が子どもの健康状態や学習環境に影響を及ぼさないことが重要であると認識しておりますことから、引き続き保護者負担の軽減を図るよう各校を指導してまいりますとともに、就学援助制度にかかる財政的な保障や増額等の措置について、引き続き国や府に強く要望してまいります。